

燕市告示第 464 号

燕市未熟児養育医療事務取扱要綱（平成25年燕市告示第66号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 1 月 11 日

燕市長 佐野大輔

第2条中「第3条」を「次条」に改める。

第6条第1項中「ときは、」の次に「母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号。以下「省令」という。）様式第1号による」を加え、「様式第4号。」を削る。

第10条第1項中「母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）」を「省令」に改める。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号 削除

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の燕市未熟児養育医療事務取扱要綱第6条第1項の規定により交付されている医療券は、改正後の燕市未熟児養育医療事務取扱要綱第6条第1項の規定により交付された医療券とみなす。